

伊豆山復興計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害は、伊豆山地区に多くの被害をもたらしました。一日も早い被災住民の生活再建に向け、逢初川改修事業と連携した復興まちづくりに早期に取り組み、併せて当該地区の課題解決が求められています。

こうした背景を踏まえ、被災住民との間で大きな方向性を共有する復興基本計画、早期の生活再建と地区の課題解決に資する復興まちづくり計画（次年度以降の事業計画立案や造成工事を円滑に実施するため、逢初川改修事業を踏まえた地区の土地利用計画及びこれに整合した造成概略設計を含む。）、具体的まちづくり事業に展開させる復興事業計画（以下これらを総称して「伊豆山復興計画」という。）を策定し、伊豆山地区の復旧・復興を可及的速やかに実施するとともに、住民の災害に対する意識・知識を向上させることが必要となります。

そこで、本市では、伊豆山復興計画の策定に当たって、災害復興や土地利用に係る豊富な経験と高い専門知識、住民意見の集約・分析能力等を有する事業者へ、当該計画策定の業務を委託します。

この要領は、当該業務の受託事業者を選定するに当たり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 伊豆山復興計画策定業務
- (2) 業 務 内 容 業務の内容は、「伊豆山復興計画策定業務 仕様書」による。ただし、当該仕様書は、委託者が委託成果品として最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容に応じて仕様を変更することがあります。

※本公募型プロポーザル方式は、都市防災総合推進事業（防災・安全）交付金の承認を前提とした事前準備行為として行うものであることから、交付金の承認が得られなかった場合、本公募型プロポーザル方式に係る契約の締結は行いません。なお、この場合においても、本公募型プロポーザル方式に要した費用についての補償は一切行わないこととします。

- (3) 委 託 期 限 令和6年2月28日
- (4) 業務費上限額 令和3年度：54,800,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
令和4年度：76,800,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
令和5年度：66,400,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※契約に当たっては、受託者からの見積価格を参考に決定します。

3 参加資格

本公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人とします。また、提出期限内に、必要な提出書類の提出をしない者は、本公募型プロポーザル方式に参加することができません。

- (1) 熱海市建設工事等競争入札参加資格の測量・建設コンサルタント等（都市計画）に記載されている者であること。
- (2) 建設コンサルタントの都市計画及び地方計画部門に登録があること。

- (3) 静岡県内に営業所等を有すること。
- (4) 配置予定管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく熱海市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 本公募型プロポーザル方式実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、熱海市からの受注業務に関し、指名停止を受けていないこと。
- (7) 関係法に基づく所管省庁の監督処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

4 質問及び回答

- (1) 質問方法 本公募型プロポーザル方式に関する質問は、質問・回答書（様式1）により電子メールにて提出すること。なお、件名は、「伊豆山復興計画策定業務に関する質問」とし、事務局（0557-86-6382）へ電話で受信確認をしてください。
【提出先アドレス】 toshikeikaku@city.atami.shizuoka.jp
- (2) 提出期限 令和3年11月5日（金）正午受信分まで
- (3) 回答 すべての質問及び回答については、令和3年11月9日（火）までに市ホームページに掲載します。

5 参加方法

本公募型プロポーザル方式に参加する場合は、(1)に掲げる書類を事務局に提出してください。

(1) 提出書類【技術資料】

提出書類	様式等	備考
参加表明書	様式2	
会社概要	様式3	
業務実績調書	様式4	実績契約書の写しを添付
業務実施体制調書	様式5	
配置予定者の経歴調書	様式6-1 様式6-2	技術者の資格証明及び業務実績を添付
「3 参加資格」で該当するもの	任意様式	建設コンサルタント登録証（都市計画及び地方計画部門）等

- (2) 提出部数 正本1部、副本10部（正本1部以外はコピー可）
- (3) 提出期限 令和3年11月15日（月）午後5時まで
- (4) 提出方法 郵送（書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付）又は持参

6 参加者の決定

提出された参加表明書等は、伊豆山復興計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式参加者選定基準及び評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき採点し、得点の高い順に5社程度をプロポーザルに参加できる者として決定し、その結果を令和3年11月19日（金）までに、参加表明したすべての者に通知します。なお、この選定結果に対する異議申立ては受理しません。

7 実施スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとします。ただし、各項目の日程については、伊豆山復興計画策定業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）の都合により適宜調整できるものとします。

実施内容	実施期間
ホームページへの公告	令和3年10月29日（金）
プロポーザルに関する質問の受付期限	令和3年11月5日（金）正午まで
質問に対する回答	令和3年11月9日（火）
参加表明書の提出期限	令和3年11月15日（月）午後5時まで
プロポーザル参加者の決定	令和3年11月19日（金）
企画提案書の提出期限	令和3年11月26日（金）午後5時まで
企画提案（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和3年11月30日（火）午後 ※時間、場所等は別途通知します。
委託者候補者の選定・公表	令和3年12月初旬
契約・委託開始	令和3年12月初旬

8 企画提案書の提出

企画提案書は、様式7～様式11をもとに作成し、事務局に提出してください。

(1) 提出書類【企画提案】

提出書類	様式等	摘要欄
企画提案書（鏡）	様式7	
業務の実施方針・実施フロー	様式8	
工程計画	様式9	
評価テーマ1	様式10	
評価テーマ2	様式11	
見積金額及びその積算の内訳書	任意様式	

※提出書類は、A4判縦の左綴じ2穴ファイル綴りで横書きとし、ファイル表紙及び背表紙には適宜書類の名称等を記入してください。

- (2) 提出部数 正本1部、副本10部（正本1部以外はコピー可。カラー出力の提出も可）
- (3) 提出期限 令和3年11月26日（金）午後5時まで
- (4) 提出方法 郵送（書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付）又は持参
- (5) 追加及び変更 企画提案書の提出後の追加及び変更等は、提出期限までは認めます。
企画提案の審査時の追加資料の提出及び提示は認めません。

9 企画提案書の評価テーマ

本公募型プロポーザル方式では、「業務の実施方針・実施フロー、工程計画」及び「評価テーマ1及び評価テーマ2に関する企画提案」の提案を求めます。

評価テーマは次に示す2テーマとします。

【評価テーマ1】

・対象地区で復興まちづくりを進める際の具体的な事業手法とその選定方法について
①区画整理事業、②小規模住宅地区改良事業、③その他有効と考えられる事業、④直買を比較してメリット・デメリットとともに、①～③の可能性を探り適用する提案を受けることとし、伊豆山の地域特性を際立たせる構成とする。

【評価テーマ2】

・伊豆山復興計画の策定に当たり留意すべき課題と対応方針について
伊豆山の地域特性を踏まえて、被災住民に寄り添ったものとし、生活再建・安全安心・持続可能性の3本柱、及び地元事業者との連携も入れられる構成とする。

10 企画提案書作成上の留意事項

(1) 基本事項

① 業務の実施方針等

業務の実施方針・実施フロー、工程計画の記載に当たっては、A4版1頁以内で簡潔に記載してください。

② 評価テーマ

テーマに対する取組方法を具体的にA4版各2頁以内に記載してください。その記載に当たっては、概念図、出典が明示できる図表、現地写真等を用いることに支障はありませんが、本件のために作成したCG、詳細図面等※1を用いることは認めません。

なお、プレゼンテーション用のパワーポイント等も同様の取扱いとします。

※1：詳細図面等とは、専門的知識がないと容易に理解できない資料をいいます。

11 企画提案（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

- (1) 企画提案は、企画提案者ごとにプレゼンテーションを行うものとし、併せて、ヒアリングを実施するものとします。なお、プレゼンテーションの順番は参加表明書の提出順とします。
- (2) 企画提案の日時、場所等は、別途通知します。
- (3) 企画提案に参加できる人数は3人までとし、業務実施体制調書（様式5）に記入の管理技術者、主任技術者又は担当技術者のいずれか1人以上は必ず参加すること。
- (4) 企画提案の審査は、提出された企画提案書及び企画提案に基づいて行い、提出していない新たな資料の提出は認めません。
- (5) 企画提案の所要時間は、1企画提案者当たり30分以内とし、時間配分は、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング（質疑応答）10分以内とします。
- (6) 本公募型プロポーザル方式を実施した結果、参加者が1者であっても、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。
- (7) 会場にプロジェクター及びスクリーンを準備しますが、パソコンその他必要なものは企画提案者が持参してください。
- (8) ヒアリングは、熱海市職員で構成する選定委員会が行います。

12 企画提案の審査

- (1) 企画提案の審査は、選定委員会が評価基準に基づき審査を行い、最も高い得点を獲得した者を当該業務の委託候補者とし、次に得点の高かった者を、次点の事業者とします。
- (2) 提案者が1者の場合であっても、選定委員会の審査の結果、提案書類の内容が仕様書を満たしており、企画提案に係る点数が満点の6割以上である場合は、その提案者を委託事業者として選定します。
- (3) 選定委員会は非公開とします。
- (4) 審査結果については、後日速やかに文書をもって参加者全員にその結果を通知します。
なお、審査結果及び審査内容についての異議申立ては一切受け付けません。
- (5) 次の欠格事項に該当する場合は、失格とします。
 - ① 提案書の資格要件を満たさないとき。
 - ② 指定様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
 - ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
 - ④ 審査結果に影響を与えるような不正な工作をしたとき。
 - ⑤ その他、選定委員会が不相当と認めるとき。
- (6) 参加者は、企画提案書の提出期限までに、本公募型プロポーザル方式への参加を辞退することができます。辞退する場合は、その旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を事務局に提出してください。

13 契約の締結

- (1) 選定された事業者（候補者）は、企画提案の内容をもとに熱海市と速やかに協議を行い、合意した場合は契約を締結します。なお、協議が整わなかった場合や契約締結までに失格事項が判明した場合は、次点の事業者と協議を行い、受託者を決定します。
- (2) 契約書には提案内容と合意内容に基づく特記仕様書を添付し、内容を精査の上で委託契約を締結するものとします。
- (3) 本公募型プロポーザル方式は、都市防災総合推進事業（防災・安全）交付金の承認を前提とした事前準備行為として行うものであることから、交付金の承認が得られなかった場合、本公募型プロポーザル方式に係る契約の締結は行いません。なお、この場合においても、本公募型プロポーザル方式に要した費用についての補償は一切行わないこととします。

14 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 提出期限までに参加表明書等を提出しないものは、企画提案書の提出ができません。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリング等の企画提案に係る費用はすべて提案者の負担とします。
- (4) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効にします。
- (5) 参加表明書、企画提案書等の提出書類について、審査終了後に返却を希望する場合は、返信用の封筒及び切手（返却書類量に応じたもの）を企画提案書と併せて提出してください。
なお、当該封筒及び切手の提出がない場合は、返却書類の廃棄を希望したものとみなします。
- (6) 提出期限後において、参加表明書、企画提案書等の提出書類の差替え及び再提出は認めません。また、提出書類に記載した予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合で、同等以上の者であると発注者の了解を得た場合には、変更を行うことができます。

15 お問い合わせ先【事務局】

〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

熱海市役所 第一庁舎 3階

観光建設部 まちづくり課 都市計画室

TEL 0557-86-6382 FAX 0557-86-6416

E-mail toshikeikaku@city.atami.shizuoka.jp

伊豆山復興計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式 採点表

【1 技術資料】

評価項目		評価基準	配点	評価点	
企業の業務実績	業務の実績		20		
	<p>平成23年度以降に完了した、復興基本計画又は復興まちづくり計画等に関する同種又は類似業務実績について、以下のいずれかで評価する。</p> <p>A：同種業務として復興基本計画又は復興まちづくり計画等に関する実績が3件以上ある。</p> <p>B：同種業務として復興基本計画又は復興まちづくり計画等に関する実績が1件以上ある。</p> <p>C：類似業務として地域防災計画、防災まちづくり計画等に関する実績がある。</p>				
予定技術者の技術力と実施体制	管理技術者	資格要件	10		
		技術者の資格その専門分野の内容			<p>管理技術者の取得資格について、以下のいずれかで評価する。</p> <p>A：技術士（総合技術監理部門又は技術士（建設部門：都市及び地方都市計画）を有する。</p> <p>B：RCCM（上記部門に該当するもの）を有する。</p>
		都市計画部門 従事期間			
	専門技術力	同種・類似業務の実績	<p>業務実績について、以下のいずれかで評価する。</p> <p>※実績がない場合は評価しない。</p> <p>A：復興基本計画及び復興まちづくり計画等に関する実績が、それぞれ3件以上ある。</p> <p>B：復興基本計画及び復興まちづくり計画等に関する実績が、それぞれ1件以上ある。</p> <p>C：類似業務として地域防災計画、防災まちづくり計画等に関する実績がある。</p>		
				15	
主たる担当技術者	資格要件	10			
	技術者の資格その専門分野の内容			<p>主たる担当技術者の取得資格について、以下のいずれかで評価する。</p> <p>A：技術士（建設部門：都市及び地方都市計画）を有する。</p> <p>B：RCCM（上記部門に該当するもの）を有する。</p> <p>C：上記資格を有しない</p>	
	都市計画部門 従事期間				<p>都市計画部門に従事した期間について、以下のいずれかで評価する。</p> <p>A：従事期間が10年以上</p> <p>B：従事期間が5年以上</p> <p>C：従事期間が1年以上</p>
専門技術力	同種・類似業務の実績	<p>業務実績について、以下のいずれかで評価する。</p> <p>※実績がない場合は評価しない。</p> <p>A：復興基本計画及び復興まちづくり計画等に関する実績が、それぞれ2件以上ある。</p> <p>B：復興基本計画及び復興まちづくり計画等に関する実績が、それぞれ1件以上ある。</p> <p>C：復興基本計画又は復興まちづくり計画等に関する実績が、どちらか1件以上ある。</p>			
			15		
専任性	専任性	10			
	手持ち業務		<p>業務の専任性について、以下のいずれかで評価する。</p> <p>なお、手持ち業務の評価基準日は公告日とする。</p> <p>A：手持ち業務について、件数7件未満かつ契約金額が3億円未満である。</p> <p>B：手持ち業務について、件数10件未満かつ契約金額合計が4億円未満である。</p> <p>C：手持ち業務について、件数が10件以上又は契約金額合計が4億円以上である。</p>		
	10				
配点小計（a）		100			

伊豆山復興計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式 採点表

【2 企画提案】

評価項目		評価基準		配点	評価点
業務の実施方針・実施フロー・工程計画	業務内容の理解度	現状確認が適切であり、当該業務の目的、条件、内容の理解度が高いかについて、以下のいずれかで評価する。		5	
		A:高い B:普通 C:低い			
	実施方針の的確性	課題認識が適切であり、課題に対する取組方針や実施方針の妥当性が高いかについて、以下のいずれかで評価する。		5	
		A:高い B:普通 C:低い			
	実施フロー、工程計画の的確性	作業スケジュールや策定プロセスなどの工程計画の妥当性について、以下のいずれかで評価する。		5	
A:良好 B:普通 C:不十分					
他事業との連携	策定プロセスにおいて他事業（国直轄砂防事業、静岡県河川改修事業）との連携が円滑に行えるかを、以下のいずれかで評価する。		5		
	A:良好 B:普通 C:不十分				
被災住民に寄り添った策定プロセス	被災住民に寄り添った策定プロセスとなっているかを、以下のいずれかで評価する。		5		
	A:良好 B:普通 C:不十分				
評価テーマに対する企画提案	テーマ1	的確性	提案された内容が熱海市伊豆山の地域特性を踏まえ、課題の評価分析手法が優れた提案となっているかについて、以下のいずれかで評価する。	15	
		A:高い B:普通 C:低い			
	テーマ2	実現性	提案内容に説得力や独創性があり、また、実現性の観点からその内容が適切かどうかについて、以下のいずれかで評価する。	15	
		A:高い B:普通 C:低い			
テーマ1	的確性	提案された内容が熱海市伊豆山の地域特性を的確に踏まえられ、優れた提案となっているかについて、以下のいずれかで評価する。	15		
	A:高い B:普通 C:低い				
テーマ2	実現性	提案内容に説得力や独創性があり、また実現性の観点からその内容が適切かどうかについて、以下のいずれかで評価する。	15		
	A:高い B:普通 C:低い				
ヒアリング	プレゼンテーション	コミュニケーション能力	プレゼンテーションがわかりやすく、説得力があるか。また、質疑に対する的確な応答であるか。	5	
		提案意欲	業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか		
提示見積額	見積金額の妥当性	企画提案との整合性が取れており、価格が妥当なものであるか。		5	
配点小計 (b)				100	

配点合計 a+b	200	
----------	-----	--